2025-26シーズン
千葉ジェッツ公式ファンクラブ6TH MAN CLUB会員規約

■第１条
本規約は、株式会社千葉ジェッツふなばし（以下「当社」といいます）が組織・運営する「千葉ジェッツ公式ファンクラブ**6TH MAN CLUB**」（以下「本クラブ」といいます）に関して、第５条に定める会員（以下「会員」といいます）に対して適用される規約（以下「本規約」といいます）とします。

■第２条（本規約の範囲）
当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法により当社が提示する諸規定（以下「諸規定」といいます）も、本規約の一部を構成するものとします。本規約の定めと、諸規定の定めが抵触する場合には、諸規定の定めが優先して適用されるものとします。

■第３条（本規約の内容及びサービスの変更）
当社は、本規約及び本クラブが会員に提供するサービス（各種の特典を含みます。以下「本サービス」といいます）の内容を会員の事前の同意を得ることなく随時変更することができ、会員は、これをあらかじめ了承するものとします。

■第４条（当社からの通知）
本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当社からの通知は、別途定めがある場合を除き当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法によりご案内した時点からその効力を生じるものとします。

■第５条（会員）
1. 会員とは、入会申込時において本規約の内容を承諾の上、当社指定の手続きによる入会申込みを行い、当社が入会を認めた方とします。ただし、入会申込者が申込みを行う時点において１８歳未満の場合は、入会申込みに関し保護者の同意が必要となります。
2. 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に同意しているものとみなされます。

■第６条（入会の承認および取消）
当社は、前条の入会申込者が次の各号に該当する場合を除いて、原則としてその申込みを承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員としてサービスを利用することができるものとします。ただし、当該承認後に会員が次の各号に該当していることが判明した場合、当社は、当該会員の入会申込みを取消すことができるものとします。
1. 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
2. 入会申込者が実在しない場合
3. 入会申込者が第１５条に定める反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合
4. 本規約に違反した場合
5. その他、会員として不適切であると当社が認める場合

■第７条（有効期間）
1. 会員資格の有効期間は、当社が入会を認めた日（入会日）から2026年6月30日までとします。
2. 会員は当社が指定した期間内において継続手続きを行うことにより、前項の有効期限を更新することができます。
3. 当社の公式サイトをとおして、年会費の支払い方法をクレジットカード払いで入会申し込みを行った会員については、当社が事前に告知する指定期日までに、次年度以降の有効期限の更新拒絶を行わない場合、これらを会員資格の有効期限更新希望者とみなし、次年度以降の同種別会員の年会費を自動的に引き落としとさせていただきます。
4. 前項の定めにかかわらず、年会費、サービス内容の変更により、自動更新を行わない場合があります。その場合、メールにて事前通知いたします。

5. 年会費が発生しない会員グレードについても更新拒絶を行わない場合は、会員資格の有効期限更新希望者とみなします。

■第8条（会員証）

1. 当社が第5条及び第6条に基づく入会申込者の入会を承認する場合、会員番号を表示した会員証（デジタルを含む）を発行し、これを会員に提供します。
2. 会員証は、会員の氏名が記載された本人に限り利用可能とし、会員は、会員によるサービスの利用に際して必ず提示するものとし、提示がない場合、サービスを受けることができないものとします。
3. 会員は、カード会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第２３条記載の「千葉ジェッツふなばし6TH MAN CLUB会員事務局」宛てに連絡するものとします。
4. 前項のカード会員証の紛失、盗難に伴い会員が希望する場合には、再発行手数料1,100円を会員に負担いただくことにより当社はカード会員証を再発行いたします。ただし、この場合、会員番号は再発行前の会員番号と別のものとなることがあるものとします。

■第9条（譲渡等の禁止）

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく本クラブの会員としての地位を、他の会員を含む第三者（以下「第三者」という）に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供与することはできないものとします。

■第１０条（会員情報の変更）

1. 会員は、第5条の入会申込時に当社に届けた住所、電話番号、電子メールアドレス等に変更が生じたときは、速やかにその内容を当社所定の方法により「千葉ジェッツふなばし6TH MAN CLUB事務局」に届け出ることとします。また、Bリーグのマイページから変更を行うこととします。
2. 会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより送付物の発送に関する費用が増加した場合、当該増加費用をすべて負担するものとします。
3. 婚姻などによる姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、会員は入会時の届出内容である氏名を変更する事はできないものとします。
4. 入会申込時の届出内容及び第１項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
5. 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止いたします。

■第１１条（退会）

1. 会員は、当社所定の手続を行うことにより本クラブを退会することができます。会員が退会手続を行ったときは、手続完了の時点から本クラブの会員としての諸権利を失うものとします。
2. 会員資格は、一身専属のものとし、相続されないものとします。当社は、会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から前項の手続きがあったものとして取り扱うこととします。
3. 前2項の場合、当社は、会員またはその相続人等に対し年会費を返却しません。
4. 当社は、本クラブ及び本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。
5. B.LEAGUE会員の会員登録が解除、またはアカウント利用停止された場合、自動的に本クラブは退会となります。

■第１２条（自己責任の原則）

1. 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

5. 当社以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

■第13条（営業活動の禁止）
会員は、本クラブ及びサービスを利用して営利又は宗教等の特別な目的を有する行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

■第14条（その他の禁止事項）
当社は、会員が次の各号の行為を行うことを禁止します。
1. 本クラブ及びサービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
2. 第三者になりすまして本クラブに入会する行為
3. 他の会員になりすましてサービスを利用する行為（ただし、本クラブが認めた場合に限り、会員本人と同伴してサービスを利用することができる）
4. 特典等を第三者に譲渡もしくは販売する行為（会員権利や特典、またそれらにより得た利益を第三者へ譲渡および転売する行為も含む）
5. 当社又は第三者を誹謗中傷する行為
6. 当社又は第三者に不利益を与える行為
7. 本クラブの運営を妨げるような行為
8. 申込書・申請書などの提出書類等において虚偽の内容を記載し、あるいは虚偽の報告をする行為
9. 二次流通サービス等で購入した特典品（クーポンやチケットを含む）を使用する行為
10. 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為、その他会員としてふさわしくない行為
11. 前各号の行為を第三者に行わせる行為

■第15条（反社会的勢力の排除）
1. サービス提供者は、利用申込者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集団的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指します）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」といいます）に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、本サービスの利用の申込を拒否することができるものとします。
2. サービス提供者は、会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。なお、かかる場合において、当該会員が付随サービスにかかる対価・費用を支払済みのときも、サービス提供者及び当該付随サービスの提供者は、一切の対価・費用の払戻しを行わないものとし、当該会員は、会員資格の取消しにより生じた損害等を何ら請求できないものとします。

■第16条（会員資格の喪失）
1. 会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失するものとします。
   （1） 入会申込みが取消された場合
   （2） 第11条に基づいて退会した場合
   （3） 会員が死亡した場合
2. 前項の場合、当社は、会員又はその相続人等に対して年会費を返却しません。

■第17条（年会費等の諸費用）
1. 第7条の有効期間に対応する本クラブの年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとします。会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。
2. 会員は、年会費等を当社の定める方法に寄り当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。
3. 年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
4. 当社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。
5. 第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、原則会員の負担とします。

6. 会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合は、会員は、送付物の郵送に必要となる費用を別途負担するものとします。

■第18条（本クラブの終了）

1. 当社は、当社の裁量で本クラブを閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。
2. 当社が前項の措置をとったことにより会員又は第三者が損害を蒙った場合でも、当社は、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

■第19条（免責）

1. 当社は、会員の本クラブおよび本サービスの利用により会員又は第三者が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。
2. 本規約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項の消費者契約に該当する場合には、本規約のうち、当社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において会員に発生した損害が当社の債務不履行または不法行為に基づくときは、当社は、金1万円を上限として損害賠償責任を負うものとします。ただし、当社に故意または重過失がある場合は除きます。

■第20条（会員情報の利用目的）

1. 当社は、会員から個人情報を取得した場合には、当該個人情報を当社が別途定める「プライバシーポリシー」に基づき，適切に取り扱うものとします。また、ポイントシステム等のサービスを提供するため、第三者に会員の個人情報を提供する場合があります。
2. 本条の定めは、会員資格の有効期間の満了後又は終了後も、有効に存続するものとします。

■第21条（準拠法）

本規約の成立、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

■第22条（専属的合意管轄裁判所）

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本クラブ及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

■第23条（問合せ先）

本規約についてのお問合せは千葉ジェッツふなばし6TH MAN CLUB会員事務局（jetsinfo@chibajets.jp）までお願いします。

附則

本規約は、2025年7月1日より施行します。